

四輪牧場九州 會員加盟契約約款



平成 30 年 10 月 1 日

—目次—

第1章 基本	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 本部免責	
第4条 会員加盟契約	
第5条 会員資格	
第6条 会員の利用制限	
第7条 登録契約の解除	
第8条 禁止事項	
第9条 情報の管理	
第10条 通信・設備等	
第11条 個人情報保護	
第12条 損害賠償	
第13条 協議	
第14条 合意管轄	
第2章 共有在庫サービス	3
第15条 定義	
第16条 本部仲介業務	
第17条 出品	
第18条 書類	
第19条 出品車両の評価	
第20条 成約	
第21条 落札者の代金返済	
第22条 書類の授受と登録	
第23条 落札車両の所有権	
第24条 落札車両の自動車税等	
第25条 手数料	

第3章	クレーム規定	6
第26条	クレーム申立て	
第27条	クレーム裁定	
第28条	クレーム裁定の尊重	
第4章	精算	6
第29条	立替払い金の請求	
第30条	落札車両の処分	
第5章	罰則	7
第31条	ペナルティ裁定	
第6章	雑則	7
第32条	細則の制定	

四輪牧場九州 会員加盟契約約款

第1章 基本

第1条 約款の適用

四輪牧場九州（以下「本部」という）は、利用会員になった者（以下「会員」という）へ四輪牧場九州会員加盟契約約款（以下「本約款」という）を定め、本約款に従って会員向けサービス（以下「本サービス」という）を提供する。

第2条 約款の変更

本部は、本約款を変更できるものとし、本約款を変更した際はその変更箇所および変更内容を会員へ通知するものとする。

第3条 本部免責

本部は以下の各号に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負わないものとする。

1. 本部及び業務提携先のホストコンピュータ、及びこれに付随するすべてのハードウェア、およびソフトウェアの故障等の原因により発生する損害。
2. 通信回線のトラブルや不良ノイズ等による送信データの変化、または消滅による損害。
3. その他、本システムまたは指定機器に起因する故障、事故による損害。
4. 天変地異、雷、火災、異常電流等、その他不可抗力に起因する損害。
5. 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害。
6. 本部より電話および通知FAX等の遅れによる損害。
7. 本部営業時間外による各受付遅延による損害。

第4条 会員加盟契約

申込者は契約の成立をもって、本約款を熟読し、その内容に拘束されることを承諾したとみなす。

第5条 会員資格

下記の要項を満たす者で、本部と会員契約を締結した者としします。

1. 中古自動車取扱古物許可証を所持する中古業者である事。
2. 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っている事。
3. 暴力団、総会屋、その他それらに關係する企業・団体等に密接な關係が無く、本部が反社会的勢力 とみなす団体等に属していないこと。

第6条 会員の利用制限

会員が、以下の各項のいずれかに該当する場合、本部は会員に対し通知催告なしに利用の制限及び登録契約の解除を行うことが出来る。

1. 本部に対し、債務の遅延がある場合。
2. 代表者が長期不在の場合。又は、登録された住所、電話番号等での連絡がとれない場合。
3. 当社業務提携先等により、債務不履行や規約違反などの情報があった場合。
4. 会員が刑事事件に関与もしくは報道機関による情報を本部が確認した場合。
5. 本約款に違反または本部裁定に従わなかった場合。
6. KCAAグループその他、提携オークション会場の参加制限をうけているとき。

第7条 登録契約の解除

会員が下記に該当した場合には通知催告を要せず登録契約を解除する事が出来る。

1. 破産・個人再生・民事再生・会社更生等に類する手続きの開始申し立てがなされた時。
2. 会員が手形、小切手を不渡りした時。
3. 会員が本部に対して有する債権について、他より仮差押処分された時。
4. 本約款の各条項に違反した時。
5. 代金支払いの怠り、又は支払いの遅延をした時。
6. そのほか、四輪牧場九州の会員としてふさわしくない行為のあった時。

第8条 禁止事項

会員は、四輪牧場九州システムを利用するにあたり、次の行為をおこなってはならない。

1. 第三者に譲渡、転貸または、再使用許諾すること。
2. システムを改変し、または解析をすること。
3. 出力される情報等を、本来の目的以外の用途で第三者に譲渡し、配布、貸与すること。
4. 不正の目的をもって利用すること。
5. 情報・データ等を自己の事業以外の営利目的で利用すること。
6. 本部または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他いっさいの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
7. 本部または第三者の名誉を傷つける行為。
8. 本部の運営を妨害する行為。
9. 公序良俗に反する内容の情報、文書及び図形の公開。
10. 提供するサービス上のデータ・情報を第三者への開示目的で複製、引用する行為。

第9条 情報の管理

1. 会員は、アカウントおよびパスワード等の情報を、自らの責任により適切に管理すること。
2. 会員は、アカウントおよびパスワード等の情報を第三者に開示・利用・貸与・譲渡または売買することはできない。
3. アカウントおよびパスワード等の情報の管理不十分、使用上の過誤または第三者の不正利用に起因する損害は会員に負うものとし、本部は一切責任を負わないものとする。
4. 契約の解除に伴い、アカウントおよびパスワード等の情報は本部へ返還するものとする。

第10条 通信・設備等

1. 会員は本サービスの提供を受けるために、自己の責任と費用で通信回線および設備を用意し、正常稼動を維持するものとする。

2. インターネット接続料、通信料その他通信回線、設備等の費用は会員負担とする。
3. 通信回線、設備等に起因する障害については、会員にて調査および解決するものとする。
4. 停電、天災、火災、システム異常、回線異常等により、サービスの提供を予告無く停止することがある。本部保守点検・更新等での予告できる停止については、事前に会員に告知する。

第11条 個人情報保護

1. 本部及び会員は、様々な個人情報を適切に取り扱うために、個人情報保護に関する法律や法令等に従い個人情報の適切な保護に努めるものとする。
2. 本部は、会員より預かる様々な個人情報を、本サービスの運営を円滑に行う為に該当提携先に提供できるものとし、会員はこれに同意する。

第12条 損害賠償

会員が、故意または過失により本部へ損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第13条 協議

本約款に定めのない事項及び本約款の解釈につき疑義を生じた場合はお互い協議の上決定するものとする。

第14条 合意管轄

会員及び本部は、本約款に関して発生した紛争については、福岡地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第2章 共有在庫サービス

第15条 定義

用語の意味は次のとおりとする。

1. 落札

落札とは、本部を介して、共有在庫サービスに登録された自動車を購入する行為をいい、自動車とは、道路運送車両法第2条2項に規定する自動車をいう。また、本約款上では車両という用語を自動車と同義で用いる。

2. 自動車の書類

登録名義移転または新規登録等、落札者の権利保全のための登録手続きに必要な譲渡証、現登録名義人の印鑑証明および委任状等の書類を総称する。

3. 落札代金

落札された車両の落札価格、当該車両の車検の残存期間がある場合の当該年度末までの自動車税、落札車両の取得にともなって買主が売主に対して負担すべきその他全ての債務、落札料および落札者が落札にともなって本部に対して負担すべきその他の全ての責務を総称する。

4.自動車税

- ①自動車税とは、地方税法第 145 条以下に規定された自動車税のほか、取引された場合に発生する当該年度末までの自動車税未経過引継ぎ分相当額を総称する。
- ②軽自動車税とは、地方税法第 442 条以下に規定された軽自動車税をいう。

第 16 条 本部仲介業務

- 1.本部は原則として別途定める休日を除き、通常運営時間を平日 9 : 00 から 17 : 30 とする。
- 2.基本的な仕組み
 - ①会員は、四輪牧場九州システムを使用し自社の在庫車両を会員が共有する在庫車両として共有在庫サービス上に出品できる。以下、出品を行う会員を「出品店」という。
 - ②会員は、共有在庫サービスを利用して出品された共有在庫車両を落札することができる。以下、落札を行う会員を「落札店」という。
 - ③会員は、落札希望車両に関する問い合わせを本部に対して行い、本部は、当該車両の有無、業販の可否、業販価格、車両状態、その他落札店の質問事項等に関して、出品店との仲介を行い落札店に対して回答する。
 - ④売買が成立した場合、本部は、その清算業務、書類引渡し業務、陸送代行業務、クレーム対応業務、その他付随する業務を行う。

第 17 条 出品

- 1.共有在庫サービスに出品する車両は、車両保安基準に適合し、登録名義の変更又は新規登録が直ちに可能である車両であり、本約款及び細則に定める条件を満たすものとする。
- 2.出品店は出品に先立ち、出品する車両の検査、点検を行い、その品質、性能、瑕疵について誠実に申告しなければならない。
- 3.出品者からの出品車両情報の変更、削除等は本サービス上に情報が反映された時点をもって有効となり、情報反映前に落札された場合には反映前の情報により売買が成立したものとみなす。

第 18 条 書類

本部は、出品及び落札された書類を管理者の下、保管する。

第 19 条 出品車両の評価

- 1.出品店は、約款及び細則に定めるところに従い、出品車両を評価し共有在庫サービスに公表する。
- 2.落札店から依頼があった場合、出品店は出品車両の評価に関する資料を提示しなければならない。又、その際の資料は、KCAA・その他オークション会場の査定票、日本自動車鑑定協会等の第三者機関における査定票とする。
- 3.上記第 2 項の資料が無き場合、出品店自社査定における査定票を作成し提示する。
- 4.上記第 1 項、第 2 項における評価に関しての最終責任は出品店に帰属する。

第20条 成約

- 1.共有在庫サービスでの自動車の売買契約の成立は、本部にて出品店と落札店の仲介を行い、双方の合意が得られた時点での成立とする。
- 2.落札車両の引渡しと検収の義務については、次のとおりとする。
 - ①落札店は落札の当日に、本部に対して陸送先の指示を出す。
 - ②出品店、落札店双方に対して、本部は、会員の情報の開示は行わない。ゆえに、陸送は、出品店落札店による直接手配は不可とし、本部が代行して指定場所までの陸送手配を行う。
 - ③落札店は落札車両の引渡しを受けた後、速やかにその検収をしなければならない。
- 3.本部が行う落札代金の立替払いは、別に定めた所に従って行い、立替払いの返済については、落札店から本部に払い込まれる決済金が自動的に充当される。

第21条 落札者の代金返済

落札店は細則に定められた所に従って、落札代金の決済をしなければならない。

第22条 書類の授受と登録

- 1.成約車両の書類について、出品店は細則に定めた所に従い、速やかに成約車両の書類を本部に送付又は提出しなければならない。又、本部は、第21条に従って落札代金等の払い込みを受けた後、落札車両の書類を落札店に送付する。
- 2.落札車両の登録名義の移転等の早期実行について、落札店は本部から前項の書類の送付を受けたときは、細則に定めたところに従い、速やかに落札車両の登録名義の移転等を完了しなければならない。

第23条 落札車両の所有権

落札車両の所有権については、次のとおりとする。

- 1.落札車両の所有権は、落札店が落札代金を本部に払い込んだとき、出品店から落札店に移転する。
- 2.落札店が、第21条の期間内に落札代金を本部に払い込まなかった場合、第20条3項の立替払いをした本部は、出品店に通知した落札車両の所有権を取得できる。この場合、落札店は本部が落札車両を他に処分するまでの間、落札代金等を本部に払い込んで落札車両の所有権を本部から取得することができる。

第24条 落札車両の自動車税等

落札車両の自動車税の負担については、細則で定めるところによる。

但し、第23条2項の規定によって本部が落札車両の所有権を取得した場合でも、落札店はその車両を本部に引き渡すまでは、規定による自動車税を負担する。

第25条 手数料

出品店及び落札店は、細則で定められた手数料を本部に支払うものとする。

第3章 クレーム規定

第26条 クレーム申立て

落札店は、落札車両の実態と出品店の申告に相違があった場合、規約に定める期間内に出品店を相手として本部にクレーム申立てをすることができる。

但し、クレームは共有在庫規約に基づき、本部が判断した裁定に従うものとする。

第27条 クレーム裁定

- 1.クレーム申立てがあったときは、本部が裁定する。
- 2.クレーム申立てがあったときは、本部は次の何れか、もしくはこれらを併用して裁定する。
 - ①申立ての却下
 - ②売買契約の解除
 - ③落札代金の減額
 - ④その他の処置
- 3.出品店と落札店双方の意見が一致したときは、その範囲で本部は上記第2項とは別の裁定を下すことができる。
- 4.強制解約に該当する会員、除名、退会、営業停止状態等で相手会員と連絡が取れない場合は、申立てを却下する。

第28条 クレーム裁定の尊重

出品店と落札店は、クレーム裁定以前に訴訟提起できないものとし、その裁定が著しく不合理なものである場合を除き、クレームの裁定を尊重する。

第4章 精算

第29条 立替払い金の請求

本部は、第21条の期間内に落札店より落札代金の決済がない場合、落札店に対して立替払い金の返済を直ちに請求する。

第30条 落札車両の処分

落札店が、立替払い金の返済を怠る場合、本部は次に定めるところに従って落札車両の処分によってこれを精算することができる。

- 1.本部は第23条2項によって所有権を取得した車両を落札店から取り戻し、これを他に処分してその代金を第20条3項の立替払い金および第31条1項⑤の制裁金に当てることができる。
- 2.前項の充当によっても不足が生じたときは、本部は残額を落札店に請求することができる。
- 3.落札店は、上記1の処分代金が第20条3項の立替払い金及び第31条1項⑤の制裁金の合計額を上回る場合でも本部に差額の精算を請求することはできない。

第5章 罰則

第31条 ペナルティ裁定

本部は、本約款、細則に違反した会員に対して、第3章のクレーム規定とは別にペナルティを課す事ができる。

- 1.ペナルティの種類は次のとおりとし、違反会員は日本オートオークション協議会に申告し、日本オートオークション協議会参加会員へも通告する。
 - ①始末書の提出
 - ②戒告
 - ③期間を定めての利用停止
 - ④四輪牧場九州のシステムの無期限利用停止
 - ⑤制裁金の支払い
 - ⑥四輪牧場九州会員の資格取り消し
- 2.契約解除又は減額、ペナルティ等すべての支払いにおいて、出品店又は落札店は、本部が代位弁済した立替払いの金額及び債務の支払いを怠ったときは、年15%割合による遅延損害金を支払うものとする。
- 3..会員は、本部が下した裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該ペナルティ裁定に関して訴訟提起できないものとし、ペナルティ裁定を尊重する。

第6章 雑則

第32条 細則の制定

本部はこの約款の実施の為の運営細則を定めることができる。

